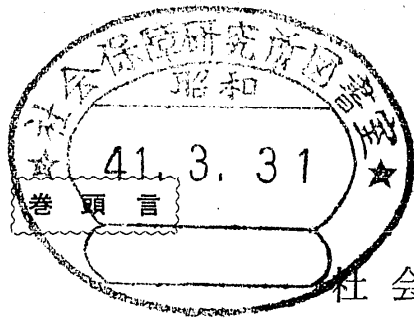




社会保障の守備範囲

早稲田大学名誉教授 末 高 信

社会保障という名を冠した制度は、1935 年初めてアメリカに現れたのであるが、それは公的年金と公的扶助ならびに児童福祉をその内容とするものであった。ところが第 2 次大戦のさなかに、戦後の復興と再建のための政策の一環として、イギリスにおいて、この社会保障がとりあげられ、Beveridge の構想を基礎として、1945 年から 48 年にかけて一連の制度が誕生したのであった。すなわち家族手当、国民保険、国民保険（産業災害）、国民保健事業、公的扶助ならびに児童福祉等の 6 基の制度これである。

このイギリスの社会保障制度のうち、公的扶助制度は、1601 年の救貧法に、その淵源をもつものであり、また国民（社会）保険制度といえども、1912 年の Loyd-George の努力によって樹立されたものであるが、それらは、それぞれ固有の対象をもち、おのずからその守備範囲が限定されていた。そこで、すべての国民に対し、揺籃から墓場までの全生涯にわたり、その生活を保障するためには、社会保障という新しい制度の樹立が必然的に要請されたわけである。この制度は、(1)生活を支えるための所得の不足を保障する国民保険ないし公的扶助、(2)医療を保障する保健サービス、および(3)福祉（児童）施設の 3 部門からなり、従来は見ることのできなかった広い守備範囲において国民生活をまもるところのとりで（砦）として機能している。

それ以来この社会保障は、すべての人のあこがれとなり、各国とも政治の眼目というか施策の中心となって、その実現と推進に力のかたむけており、今日では 113 カ国において、内容の厚薄はあるとしても、この制度を樹立している。わが国にあっては、歴代の首相は、その組閣にあたっての公約のうちに、必ず社会保障の推進をうたっている。

社会保障は、医療ならびに社会福祉をも含むと解されているが、その中心をなすものは、何といっても、社会保険や公的扶助における所得保障である。現代社会が貨幣経済社会であり、所得という一定の貨幣額が保障されるなら、一般に生活はまもられるのが普通の姿であって、生れてから死ぬまでの生活をまもるといふ社会保障が、30 年前に構想され、樹立された当時としてはその中心に所得保障をおいたことは、いちおう納得のできることである。

しかしながら、急速に発展し、したがって大幅に変貌しつつある社会においては、たんに個人に対して所得を補給し、病人に医療を与えるだけでは、決してひとびとの生活をまもることができなくなった。すなわち、社会保障は従来の救貧的性格を脱皮して防貧としての諸施策をとりいれなければならないと主張される所以である。

ところが、すべてのひとびとが健康で文化的な生活を営むためには、救貧や防貧の諸施策の必要であることは論のないところであるとしても、それ以前というかそれ以外に多くの問題がある。たとえば、生活環境としての上下水道の問題、それに関連して煤煙や河川の汚染のような公害の問題、非行少年の問題、国民の資質の改善と人間能力の開発の問題等、最近社会開発とよばれる諸施策をはじめとして、地域開発、さらに総合的国土開発等、列举すればきりが無い。かくて、社会保障の背後にあって、それを支えるものは、国の行なう施策の全部である。

社会保障だけで、人間の生活がまもれるものではなく、ひとびとの幸福を保障できるものでもない。それにしても社会保障は、所得、医療を保障するという明確な守備範囲をうけもつことによって、ひとびとの幸福のための一群のとりで（砦）のうち、今日なおその中心的存在であることはいうまでもない。